



# 政務活動報告書

令和元年11月28日

〔会派名：心風会 〕

代表者氏名	永岡 禎 	記録者氏名	幸松 孝太郎 
研修者氏名	幸松 孝太郎		
研修日	令和元年11月20日（水）～令和元年11月22日（金）		
研修先	滋賀県大津市唐崎 全国市町村国際文化研修所		
目的	災害が発生した際に、高齢者や障がい者の方々等は、避難時に特別な対応が必要な場合が多く、また、避難生活においてもより大きな困難を伴うことがあり、この研修では、避難行動要支援者に対して、平時からどのように取組を進め、災害発生時にはいかにして避難できるようにするのか、どのような対策を行っていくべきか考えることが目的。		

## 研修概要

### (1) 開催要領

日程	令和元年11月20日（水）～11月22日（金）（3日間）
場所	全国市町村国際文化研修所 （JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分）
対象	避難行動要支援者に関わる市区町村や社会福祉協議会、NPO等の職員対象 3日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。 ※議員の方も参加可能ですが、市区町村職員を対象とした研修のため、実務的な内容となっておりますのでご注意ください。 （各自治体の現状や施策を基に、グループで討議をしていただく時間もあります。）。なお、お申込みは必ず議会事務局を通じてお願いします。
参加人数	61人（議員4人、職員57人）
宿泊	研修所宿泊棟（宿泊型研修）※外泊はできません。
経費	10,500円 上記金額は、研修、宿泊、食事（朝食2回、昼食3回、夕食2回）、資料等にかかる費用です。なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。
問い合わせ先	公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所（JIAM）教務部 〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL:077-578-5932 FAX 077-578-5906 E-mail:kenshu@jiam.jp





## (2) 講義内容

### 1. 講義

#### ①. テーマ：避難行動要支援者対策を考える

～自ら避難することが困難な人をどう支援するか～

講師：新潟大学危機管理本部危機管理室 教授 田村 圭子 氏

#### ②. 説明資料：避難行動要支援者対策を考える、直近の災害を知る「台風19号 堤防決壊 全河川一覧」、「台風19号において決壊した国管理河川の被害と対応」（一般公開禁止のため、添付なし）

#### ③. 講義のポイント

##### 1つは、「高齢者が犠牲になる」

新潟県中之島町のパターン1では、脆弱性の高い場所に住宅が存在するところにいる高齢者が犠牲者となっている。次に、三条市南信越本線東側のパターン2では、浸水深が増してから2階への非難ができずに屋外へ出ることによる高齢者の死亡例がある。同々西側のパターン3では、要介護者の高齢者特有の問題として、支援者がいないために死亡した例。

##### 2つには、H21年台風9号による災害「兵庫県佐用町」の死亡事例

9か所で死者が発生しているが、パターン1は三叉路付近、パターン2では、徒歩の避難中に死亡した3つの事例と車で移動中の事例。パターン3では、要介護者の課題としての死亡例。

##### 3つには、H21中国・九州北部豪雨「山口県防府市」の事例

市内全体の被災状況や特に、特別養護老人ホーム ライフケア高砂施設における事例。この事例での行政の課題について、15項目を整理しているが、更に、水害・土砂災害による死者別の課題について避難行動のパターンを紹介。

#### ④. 講義の所感

##### 1つは、避難行動支援の課題について

###### (一)水害からの避難に関する認識の不足

講義の中のライフケア高砂施設のように、水害からの避難行動並びに避難行動支援について対応がとられず、犠牲者が発生した。必要なことは、災害時避難行動支援者に対する水害リスクやその対応への理解の醸成が大事である。いつもこのようなときには、気象情報、河川の水位情報に平時から関心を持つことが必要である。

###### (二)堤防決壊による外力はん濫の発生

指定が進んでいる河川は国管理の河川等に限定されているのが現状であり、地方の中小河川等を含んだ想定は必ずしも進んでおらず、ハザードマップへの反映が行われていない地域も多いことが理解できた。

###### (三)垂直避難の可能性



市町村の避難勧告等では、避難が難しい場合は屋内での安全確保を促す例がある。一方、想定浸水深が3mを超えると2階では不十分であることがわかった。想定浸水深を知り、居住地の標高と建物高さを見極める必要がある。

#### 四 高齢者特有の課題

事例により多くの垂直避難が難しかった高齢者がいたと推測されており、在宅高齢者、特に後期高齢者の避難行動支援が課題である。しかし、愛媛県大洲市では、平時から地域の防災リーダーが主体となり自宅避難を行なっている者を把握しており、関係機関にその情報をつなぐことで、危険を回避し、犠牲者の発生を抑制している事例もある。やはり、地域特性や住民の特性を理解することで、無理なく、正確できめ細やかな情報把握と対応が行われていることが理解できた。

#### 2つは、災害過程における必要な支援について

災害課程における脆弱性の高い人への支援は、避難行動支援だけでは充分ではない。なぜなら災害そのものによる一次的な被災による犠牲のみではなく、その後の災害課程の中で、災害関連死等の二次被害発生の可能性にも留意する必要がある。

支援には、7つのカテゴリーが考えられ、1. 避難行動支援、2. 孤立状態解消支援、3. 避難生活支援、4. 帰宅困難支援、5. 広域避難支援、6. 仮住まい生活支援、7. 自立的な生活再建支援、が必要となり、平時より脆弱性の高い人たちは、災害過程を経た後に「平時の医療・保健・福祉のサービスを活用して、自立的な生活の確立」を実現するまでの長期的かつ総合的なしえんが必要である。

以上、この講義においては、避難行動要支援者対策をめぐる法制度、現状や課題について学び、避難行動要支援者の安全な避難及び避難生活のためにどのような支援が必要か、何が求められているのかについて学ぶことができた。

## 2. 事例紹介①

①. テーマ：避難行動要支援者名簿の活用等について（説明資料は、一般公開禁止のため、添付なし）講師：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 近藤 真吾 氏

### ②. 事例の概要

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村長に義務付けられてから5年が経過しました。平時・災害時における「避難行動要支援者名簿」の活用等について、事例を紹介いただきました。

## 3. 事例紹介②

### ①. 播磨町における防災と福祉の連携事業

～災害時ケアプラン策定モデル事業について～（説明資料は、一般公開禁止のため、添付なし）講師：兵庫県播磨町福祉グループ高齢障害福祉チーム リーダー 堀江 直美 氏

### ②. 事例の概要

播磨町では、平成30年度の兵庫県の「防災と福祉の連携促進モデル事業」において、福祉専門職と自治防災組織や自治会等が連携し、実効性のある個別支援計画の作成に取り組んで



います。個別支援計画の作成プロセス、また作成におけるポイントを踏まえ、播磨町の取組について理解することができた。

#### 4. 事例紹介③

- ①. 地域一体で取り組む支援体制の構築（説明資料は、一般公開禁止のため、添付なし）  
講師：大阪府阪南市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉グループ主任 猪俣 健一 氏
- ②. 事例の概要  
避難行動要支援者の支援を日常の福祉活動の延長線上に位置づけ、地域でのMAPづくりや安否確認の体制づくりなど、住民が主体となり、多団体・多部局が協働して行う阪南市における福祉防災の取組について理解することができた。

#### 5. 事例紹介④

- ①. テーマ：福祉避難所への取組（説明資料は、一般公開禁止のため、添付なし）  
講師：石川県 市立輪島病院 事務長 河崎 国幸 氏
- ②. 事例の概要  
平成19年の能登半島地震で、全国初の福祉避難所を設置された輪島市では、その後、マニュアルを作成し、毎年訓練を重ねるなど取組を進めています。この時の福祉避難所設置のノウハウや諸課題及び対処方法（事前整備等）などについて理解することができた。

#### 6. 演習 グループ討議・発表

講師：認定特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード  
理事 野田 毅 氏

##### ①. 事前課題（名張市における避難行動要支援対策）について

令和元年度「避難行動要支援者対策～災害弱者をつくらない～」事前課題			
1 貴自治体について記載してください。（不明な箇所は記載不要）			
①	人口(人)	2019年 78,467	2025年 73,582
②	高齢化率(%)	31.4	35.1
③	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	604.59	567.02
④	避難行動要支援者として想定している人数	7,923	—
⑤	貴自治体の地形的な特徴(→該当する箇所を○をつけてください。複数回答可)	<input type="checkbox"/>	海に面している(津波・高潮等)
		<input type="checkbox"/>	山間部を有している(土砂災害等)
		<input type="checkbox"/>	大きな川がある(洪水等)
		<input type="checkbox"/>	火山、断層等がある(地震等)
		<input type="checkbox"/>	その他 (具体的に記載してください)
2 貴団体における過去の大きな災害の状況(過去20年程度で直近2件)についてお書きください。その際、避難行動要支援者対策をどう行ったか、また、その後の改善策等を記載してください。			
①		とくになし	
3 貴自治体の避難行動要支援者名簿の作成状況等について記載してください。			
①	作成状況(登録者数・更新状況等)	(令和元年7月時点) 成済(7,923人、毎年更新)	
②	名簿の活用実績及び活用予定	名簿の活用実績なし、今後の予定は災害時に活用予定	
③	名簿作成及び活用にあたっての課題	名簿の作成は機械的にできるものの、活用にあたっては個別計画の作成時等、関係者が個人情報の収集をする際、情報提供を拒む場合が多く、平時において訓練等で活用するまでには至っていない。各地域でも大きな負担となっている。また、対象者数も多く、支援する側も高齢化している状況もあり、災害時に名簿情報を利用し全て支援にあたるのは困難で、別途、対応が必要。	
④	本人の同意について(貴団体での取扱い)	災害時において、自力避難が困難で、地域における支援を希望し自身の住所や氏名、傷害等の区分などの個人情報を地域の関係者等へ提供することを郵送にて聴き取している。	



4 貴自治体での要配慮者利用施設での避難確保計画作成状況等について記載してください。

①	対象施設数	56か所
②	作成及び作成にあたっての取組状況	(令和元年10月時点) 10月25日に避難確保計画策定に係る説明会を実施した。
③	今後の取組の方向性	対象施設数56か所から避難確保計画の提出を依頼中。今後の方向性については、検討中。

5 貴自治体での福祉避難所について記載してください。

①	設置状況	(令和元年8月時点) 15か所	
②	取組内容	平時	毎年開催する市主催の総合防災訓練において、防災行政無線を活用した通信訓練等を実施している。施設を所管する社会福祉法人等と災害協定を締結している。
		災害時	要配慮者への支援は、避難所開設当初の管理運営を原則市指定の避難所で実施する。どうしても福祉避難所に避難する場合は、家族が実施し、福祉避難所や市がサポートする。
③	今後の取組の方向性	福祉避難所を所管する関係団体との連携強化、避難所設置・運営に係る活動の調整等を取組む必要がある。	

6 貴自治体の地域包括ケア(障がい者のケアなども含む。)の取組状況を記載してください。

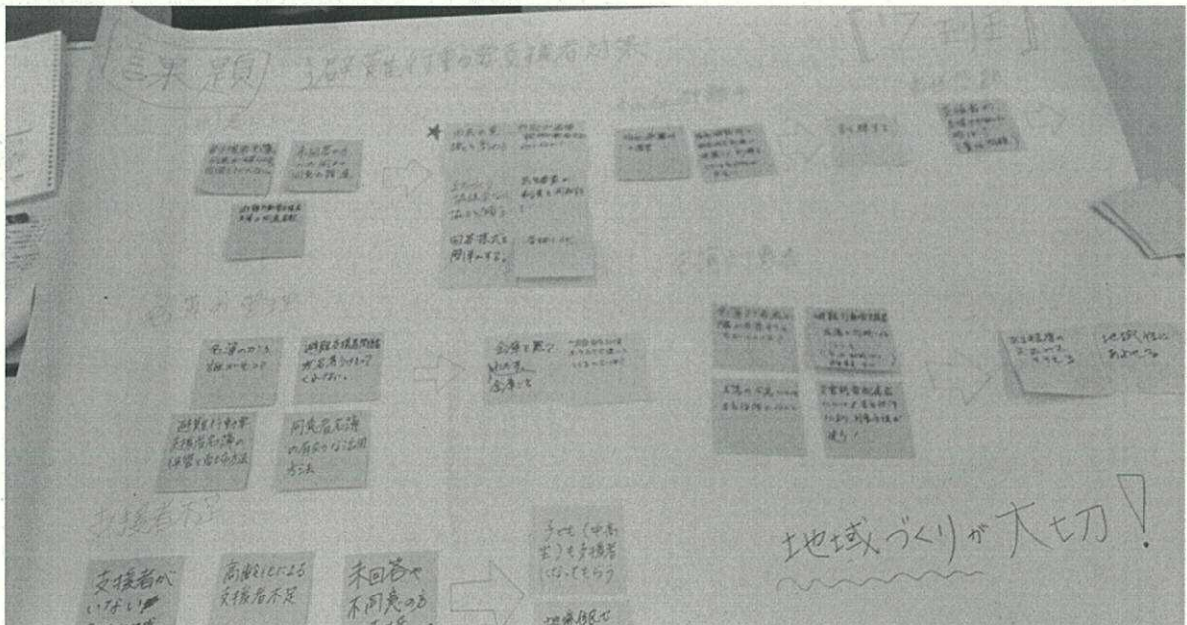
在宅医療・介護連携、認知症ケア、生活支援・介護予防サービスの基盤整備、高齢者の住まいの安心と安全の確保等の取組みを実施している。

7 貴自治体での現在の避難行動要支援者対策及び課題と、工夫しているところを記載してください。

※「課題演習」で説明いただきますので、具体的に記載してください。

課題としては、要配慮者の情報を在住地域の関係者が聴き取りすると拒否されることが多く、それを活用して個別計画の策定にもつながらず、地域関係者への負担も大きい。また、高齢者率が高い地域も多く、多くの要配慮者がいる中では、全てに支援の手が回らない現状にある。工夫している点では、本市全体において、市内の各地域の住民自らが考え、自ら行うという考え方に立ち、防災、福祉といった様々な分野において、積極的に活動している。

- ②. 事前課題について、各グループに分かれて、避難行動要支援者対策におけるそれぞれの団体の現状と課題について討議した。(座長：幸松、花巻市、小松市、甲賀市、大阪府5人)





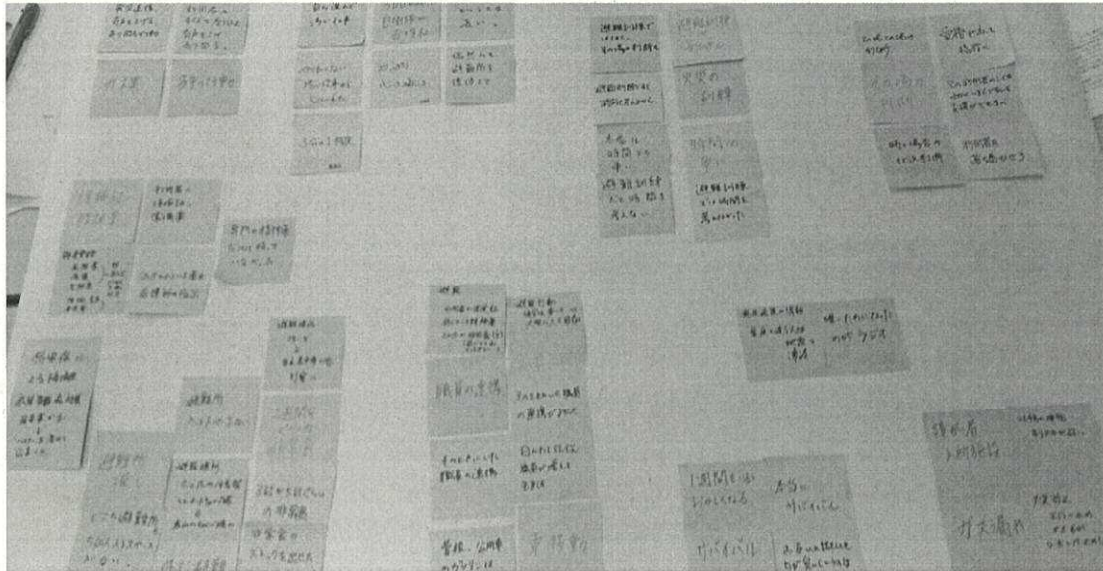
## 7. 演習 ワークショップ

講師： 同上 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード 理事 野田 毅 氏

### ①. 災害時要配慮者支援のポイントについてワークショップ

前日までの内容を踏まえ、ワークショップでさらに検討を深めました。平時の取組から災害発生後の取組まで、市町村等の役割について学ぶことができました。

グループは、多治見市、各務原市、四日市市、大津市、甲賀市の職員と幸松の6名。



各グループの発表の後、最後に講師から講評をいただき、3日間のまとめとしました。

## 8. 研修のまとめ

### ①. 研修のポイント

① 講義や先進事例から、「日本の脆弱性対策の変遷」についてまとめてみました。

1つは、昭和60年代においては、「災害弱者」という言葉が生まれました。同62年の防災白書では、災害弱者を4つに定義している。(1)自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難。(2)自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、または困難。(3)危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難。(4)危険を知らせる情報が送られてきても、それに対して行動することができない、または困難。といった問題を抱えている人々を言っていた。

2つには、平成16年6月の台風4号から10個の台風の上陸で、死者行方不明230名以上、浸水戸数約17万戸など各地に大きな被害が発生したことを受け、内閣府で「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が取りまとめられた。

3つには、平成23年東日本大震災における死亡者は、15,812人にのぼり、内高齢者が約66%を占めた。また、障がい者数の死亡者数は公表していないが、宮城県での死亡者数に対し、障がい者は1.1%を占めており、脆弱性の高い人々がより多くの犠牲を払った事実が指摘された。そのため、災害対策基本法において、これまで使われてきた要援護者という言葉が法律上使用されている配慮という言葉を採用し「要配慮者」とした。しかしながら、現在も「要援護者対策」という呼称を使っている自治体も存在しており、名張市もその一部に該当する。



更に、この大震災において「災害時避難行動要支援者対策」も変わった。特に、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者だけでなく、消防関係者や民生委員などの支援者が多数犠牲となった教訓を踏まえ「避難行動」に特化した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示し、その中で市町村に「避難行動要支援者名簿」の策定を義務付けた。加えて、要支援者からの名簿掲載への同意書や、名簿そのものの内容についても指針に示されている。

このような避難行動要支援者対策の必要性については、これまでの変遷を理解することで学ぶことができた。

## ②. 次に、「どのような支援が求められているのか」について

要配慮者への支援のポイントを知り、理解するために、次のような支援のポイントをホームページ等で市民への啓発を行っていく必要がある。

### (1). 高齢者

#### ◆安心させて希望を聞く

- まずは声をかけて不安を取りのぞき、どのような手助けが必要か聞きましょう。

#### ◆さまざまな状況に対応が必要

- ひとりでは助けられない場合がありますので、できれば複数の人で支援しましょう。
- まず落ち着いてもらい、その人の体力に応じて、ゆっくり誘導しましょう。
- 持出品などは持つよう心がけましょう。

### (2). 乳幼児のいる家庭

#### ◆相手の希望を確認する

- どのような手助けが必要か、まず聞いてみましょう。
- 乳幼児を連れた人や妊産婦を見かけたら付き添うように心がけましょう。

### (3). 心身障がい者

#### ◆移動の手助けをする

- 外から声をかけても、動けなくて出てこれないときがあります。場合によっては、ドアを壊して助け出す必要があります。
- 車いすに乗った人を誘導するときは、車いすが通れる幅(約90cm)が必要になりますので、避難路等を考えておきましょう。また、段差や坂道などではゆっくり安全に移動させましょう。

#### ◆相手の希望を確認する

- 言葉が不自由な人の話は、ゆっくり聞くよう心がけましょう。
- どのような手助けが必要か書いたものを身につけていれば、それに従いましょう。
- 筆談等のコミュニケーションによりどのような支援を求めているかを正確に把握しましょう。

#### ◆落ち着かせる、働きかけをする

- 冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにしましょう。必ず誰かが付き添い、ひとりにはしないようにしましょう。
- 体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、しかったりしないようにしましょう。
- 災害時には、手を引くなどして安全な場所へ誘導しましょう。

### (4). 目が不自由な人

#### ◆支援者から声掛けをする

- 声をかけないと本人にはわからないので、支援者の人は普段から声をかけるようにしましょう。



- ・目が不自由で困っている人、助けを求めている人を見たら、できるだけ声をかけて助けましょう。
- ・火災が起きたときは不安が大きいので、どこが火事で、危険かなどをいち早く教えましょう。

◆誘導のポイント

- ・誘導するときは、肘につかまってもらい、歩行速度に気を付けながら支援者が先に立って誘導しましょう。
- ・誘導時に階段等がある場合は、一段一段伝えて注意を促し、段差に気を付けて安全に誘導しましょう。

(5). 耳が不自由な人

◆直接働きかけをする

- ・耳が聞こえなくて困っている人、助けを求めている人を見たら、肩を軽くたたくななどの合図して、助けましょう。
- ・ひとり暮らしの人には、外から声をかけたり、ノックをしたりしても聞こえませんが、場合によってはドアを壊して助け出す必要があります。

◆手話が使えない場合

- ・手話が使えなくても、携帯電話や手書きのメモを見せたり、手ぶりや、手のひらに指で字を書くなどして情報を伝えましょう。
- ・また、正面から顔をあわせ、口をゆっくり大きくあけてしゃべり、唇の動きをみてもらうなどしてコミュニケーションをとりましょう。

(6). 外国人

◆外国語が話せない場合

- ・簡単な絵を使うことやジェスチャーによりコミュニケーションがとりやすくなる。
- ・簡単な日本語なら通じることもあります。
- ・緊急時には、手を引くなどして安全な場所へ誘導しましょう。

③. 研修を終えて「今後の取組にどのようにつなげるか」について

名張市においては、名張市地域防災計画（平成30年修正）の中で、①要支援者の支援対策 ②福祉避難所の設置及び運営に関する事項で具体的に位置づけをされている。

避難行動要支援者を①高齢者 ②障がい者 ③乳幼児 ④妊産婦 ⑤傷病者 ⑥難病患者等を把握し、個々の対応について検討されているが、課題もたくさんある。

要支援者の名簿は、15の地域づくり組織において、平常時の活動をどの様にするのか、災害発生時にはどの様に行動するのかの計画を推進している。また、迅速な被災者救援活動を展開することを目的に防災協力事業所登録事業所制度があり、登録組織は、福祉事業者、事業者、スーパー、ホームセンターなど141社が名張市防災協力事業所登録事業所に登録され公表されている。

しかし、要支援者の名簿は市も共有しているが活用については現場にまかせている部分が多々見受けられ、この名簿作成プランは平常時から要支援者の状況把握や避難の際の誘導等の体制を整備することを目的としており、関係機関共有の名簿数（要配慮者＝支援者）は約8,000件となっており、個人情報保護の中で、どのように個別計画を整備していくのか、災害発生時に活用するか今後の大きな課題となっている。

災害発生時、情報の伝達方法も大きな課題で、視覚障がい者の方へは、防災無線や受信メールを読み上げる携帯電話また戸別受信機、聴覚障がい者の方には、メールによる災害



情報配信、肢体不自由者の方には、防災無線やフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、それぞれの対応が望まれる。

名張市においても毎年の台風の教訓もあり早急の対応をしなければなりません。風の向きによって全く聞こえない防災無線であっては役に立ちません。

避難所の考え方については、災害時市指定避難所・避難地場所、福祉避難所等の対策をとっておられます。（災害時市指定避難所・避難地場所・・・近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所）福祉避難所は、市内56か所を指定していますが、市と連携した訓練等は無くその場対応の感があり、次年度以降の市総合防災訓練との同時訓練などが課題となっている。

今後利用が増えると思われる福祉避難所の整備については、支援する側の要員の研修等が課題であり、ハード面にあっても既存の避難所でどこまで対応できるのか検討が必要である。民間施設を利用させて頂くなど、より具体的な整備をすすめていかなければならないし、支援する側も被災者であり、そういった中での避難所や要支援者の支援となる。

また、地域特有の支援の在り方、個別の支援の在り方を自助、共助、公助一体となって取り組まなければなりません。さらに、要支援者の普及啓発グッズも積極的に取り入れて、ヘルプマーク、ヘルプカード、障がい者用ベスト、黄色いハンカチ等、特に障がい者用ベストについては、視覚障がい者用、聴覚障がい者用、障がい者用と障がいに合ったものはそれぞれに特徴がありますので、名張市においても取り入れていく必要があるのではないかと。非常に重要であることを再認識しました。

## ②. 現在、名張市が「災害時要援護者支援」をホームページに掲載している内容

災害時要援護者支援制度とは、制度の概要、災害時要援護者とは、登録申請の手続き、地域への情報提供、支援体制の整備（市における支援体制の整備、地域における支援体制の整備、支援ネットワークづくり）、お願いなど。

関連ファイルとして、「災害時要援護者支援制度実施要綱」などがある。

## ③. 名張市へ「災害時要援護者支援」の提案

### ①. 上記、ホームページの掲載内容を見直す

(一)「災害時要援護者」を「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に変更する。

災害対策基本法の改正に伴い、平成27年4月1日から、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」とする。また、その内災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人を「避難行動要支援者」という名称になりました。

(二)「名張市避難行動要支援者避難支援指針」（案）を導入して、避難支援等関係者編と要配慮者（災害時要援護者）編）の2タイプを掲載する。

### ②. 災害時における「要配慮者支援マニュアル」（案）を策定

例えば、目次（案）

第1章 災害時における要配慮者に関する基本事項

1. 本マニュアルにおける「要配慮者」の定義、2. 要配慮者が抱える災害時の支障

第2章 自助・共助・公助の役割

1. 自助・共助・公助の考え方、2. 自助・共助・公助の役割



### 3. 要配慮者支援の自助・共助・公助の連携

#### 第3章 避難行動要支援者の取組み

##### 1. 災害に備えた事前対策

- (1) 避難行動要支援者（要配慮者）及びその家族の取組み 《自助》
- (2) 地域や地域支援組織の取組み 《共助》、(3) 市や行政機関の取組み 《公助》

##### 2. 災害発生時の対応

- (1) 避難行動要支援者（要配慮者）及びその家族の取組み 《自助》
- (2) 地域や地域支援組織の取組み 《共助》、(3) 市や行政機関の取組み 《公助》

##### 3. 避難生活支援

- (1) 避難行動要支援者（要配慮者）及びその家族の取組み 《自助》
- (2) 地域や地域支援組織の取組み 《共助》、(3) 市や行政機関の取組み 《公助》

#### 第4章 乳幼児とその保護者の取組み

- 1. 災害に備えた事前対策、2. 災害発生後の対応

#### 第5章 妊産婦の取組み

- 1. 災害に備えた事前対策、2. 災害発生後の対応

#### 第6章 病弱者（慢性疾患を有する方等）の取組み

- 1. 災害に備えた事前対策、2. 災害発生後の対応

#### 第7章 日本語の理解が十分でない外国人の取組み

- 1. 災害に備えた事前対策、2. 災害発生後の対応

#### <参考資料>

##### 災害時における要配慮者支援マニュアル 様式集

##### 1. 福祉避難所への「要配慮者要請書」

最後に、地震や台風、豪雨などの自然災害や火災などによって、毎年のように尊い人命が失われている。特に、高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦など「災害時要援護者（要配慮者）」と呼ばれる人たちは、体を動かすのが困難であるなどの理由で、災害時の対応が遅れることが多いため、大きな被害を受ける危険性が高くなる。そのような支援が必要な人たちが災害から身を守っていくためには、事前に十分な準備が必要であり、行政と地域が一丸となってしっかりとした対策を立て、ご近所のご協力で“災害犠牲者ゼロをめざしていきたい！”

以上

